

平成30年度の特別加入保険料率について

～平成30年度の概算保険料から改定されます～

特別加入保険料率表

(平成30年4月1日改定)

第一種特別加入保険料率

- ・当該事業に適用される労災保険率と同一の率である。

第二種特別加入保険料率

(単位: 1/1,000)

	改定後の料率	旧料率
特1 個人タクシー、個人貨物運送業者	12	13
特2 建設業の一人親方	18	19
特3 漁船による自営業者	45	46
特4 林業の一人親方	52	52
特5 医薬品の配置販売業者	7	7
特6 再生資源取扱業者	14	14
特7 船員法第一条に規定する船員が行う事業	48	49
特8 指定農業機械従事者	3	3
特9 職場適応訓練受講者	3	3
特10 金属等の加工、洋食器加工作業	15	16
特11 履物等の加工の作業	6	7
特12 陶磁器製造の作業	17	17
特13 動力機械による作業	3	4
特14 仏壇、食器の加工の作業	18	18
特15 事業主団体等委託訓練従事者	3	3
特16 特定農作業従事者	9	9
特17 労働組合等常勤役員	3	4
特18 介護作業従事者および家事支援従事者	5	6

第三種特別加入保険料率

(据え置き)

海外で行われる事業に派遣される労働者	3	3
--------------------	---	---